

一般事業主行動計画

安心して育児休業および介護休業を取得できる環境をつくるための方策を検討する。

1 計画期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内 容：

(目標1)

育児休業および介護休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和6年4月～ 提供情報内容の振り返り、再検討

令和6年10月～ 情報提供の再実施

(目標2)

育児休業および介護休業期間中、定期的に事業所に関する情報を提供する。

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和6年4月～ 提供情報内容の振り返り、再検討

令和6年10月～ 情報提供の再実施